2　委員会の構成国は、直接に又は委員会を通じて、この条約の実効性を損なう委員会の非構成国の船舶の活動に関し、構成国間で情報を交換する。

3　委員会及びその構成国は、この条約及び国際法に適合して、委員会の非構成国の船舶がこの条約の実効性を損なう活動を行うことを共同して抑止するために協力する。このため、構成国は、特に、委員会の非構成国の船舶が当該活動を行っていることについて当該非構成国の注意を喚起する。

第九部　最終規定

第二十七条　署名

1　この条約は、二千三年十一月十四日から二千四年十二月三十一日まで、ワシントンにおいて、次のものによる署名のために開放しておく。

(a)　千九百四十九年の条約の締約国

(b)　千九百四十九年の条約の締約国でない国であって、条約水域に海岸線が接するもの

(c)　千九百四十九年の条約の締約国でない国及び地域的な経済統合のための機関であって、自国の船舶がこの条約の採択に先立つ四年間のいずれかの時期においてこの条約の対象となる魚類資源の漁獲を行っていたもので、かつ、この条約の交渉に参加したもの

(d)　千九百四十九年の条約の締約国でない他の国であって、千九百四十九年の条約の締約国と協議した後、自国の船舶がこの条約の採択に先立つ四年間のいずれかの時期においてこの条約の対象となる魚類資源の漁獲を行っていたもの

2　1に規定する地域的な経済統合のための機関に関し、当該機関の構成国は、当該機関を設立する条約の適用地域外にある領域を代表するものでない限り、この条約に署名することはできない。また、当該機関の構成国の参加は、当該領域の利益についてのみ代表することに制限されることを条件とする。

第二十八条　漁業主体

1　この条約の採択に先立つ四年間のいずれかの時期において、自己の船舶がこの条約の対象となる魚類資源の漁獲を行っていた漁業主体は、この条約及びこの条約に基づいて採択される保存管理措置を遵守することについての確たる約束を次のことにより表明することができる。

(a)　前条1に規定する期間において、千九百四十九年の条約に基づく委員会（以下「旧委員会」という。）が採択する決議に従って起草される文書に署名すること。

(b)　前条1に規定する期間において又はその後、旧委員会が採択する決議に従って寄託者に対し書面による通告を送付すること。寄託者は、速やかに当該通告の写しをすべての署名国及び締約国に送付する。

2　1の規定に基づいて表明される約束は、第三十一条1に規定する日又はこの条の1に規定する書面による通告の日のいずれか遅い日に効力を生ずる。

3　1に規定する漁業主体は、1に規定する決議に従って書面による通告を寄託者に送付することにより、第三十四条又は第三十五条に基づいて改正されるこの条約を遵守することについての確たる約束を表明することができる。

4　3の規定に基づいて表明される約束は、第三十四条3及び第三十五条4に規定する日又はこの条の3に規定する書面による通告の日のいずれか遅い日に効力を生ずる。

第二十九条　批准、受諾又は承認

この条約は、署名国により、自国の国内法及び手続に従って、批准され、受諾され、又は承認されなければならない。

第三十条　加入

この条約は、次に掲げる国及び地域的な経済統合のための機関による加入のために開放しておく。

(a)　第二十七条に規定する要件を満たすもの

(b)　締約国と協議した後、自国の船舶がこの条約の対象となる魚類資源の漁獲を行うもの

(c)　締約国による決定に基づいて加入を招請されるもの

第三十一条　効力発生

1　この条約は、署名のために開放された日に千九百四十九年の条約の締約国であった国の七番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託者に寄託された後十五箇月で効力を生ずる。

2　この条約は、その効力発生の日の後、第二十七条又は前条の要件を満たす国又は地域的な経済統合のための機関について、その批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の後三十日目の日に効力を生ずる。

3　この条約が効力を生じたときは、この条約及び千九百四十九年の条約の双方の締約国の間において、千九百四十九年の条約に優先する。

4　この条約が効力を生じたときは、旧委員会が採択した保存管理措置その他取決めは、効力を失う時、委員会の決定により終了する時又はこの条約に基づいて採択される他の措置若しくは取決めにより代替される時まで効力を有する。

5　この条約が効力を生じたときは、千九百四十九年の条約の締約国であって、この条約に拘束されることに同意していないものは、引き続き委員会の構成国であるとみなす。ただし、当該締約国が、委員会の構成国とならないことを選択し、その旨をこの条約が効力を生ずる前に寄託者に対し書面により通告する場合は、この限りでない。

6　この条約が千九百四十九年の条約のすべての締約国について効力を生じたときは、千九百四十九年の条約は、条約法に関するウィーン条約第五十九条の規定に反映されている国際法の関連規則に従って、終了したものとみなす。

第三十二条　暫定的適用

1　第二十七条又は第三十条に規定する要件を満たす国又は地域的な経済統合のための機関は、その法令に従い、寄託者に対して書面による通告を行うことにより、この条約を暫定的に適用することができる。その暫定的適用は、この条約の効力発生の日又は寄託者が当該通告を受領する日のいずれか遅い日に開始する。

2　1に規定する国又は地域的な経済統合のための機関によるこの条約の暫定的適用は、当該国若しくは当該地域的な経済統合のための機関についてこの条約が効力を生ずる時又は当該国若しくは当該地域的な経済統合のための機関がこの条約の暫定的適用を終了させる意思を寄託者に通告する時に、終了する。

第三十三条　留保

この条約については、いかなる留保も付することができない。

第三十四条　改正

1　委員会の構成国は、委員会の会合の少なくとも六十日前に改正案を事務局長に送付することにより、この条約の改正を提案することができる。事務局長は、当該改正案の写しを他のすべての構成国に速やかに送付する。

2　この条約の改正は、第九条2の規定に従って採択する。

3　この条約の改正は、当該改正が採択された時のこの条約のすべての締約国が当該改正の批准書、受諾書又は承認書を寄託者に寄託した後九十日で効力を生ずる。

4　この条約又はその附属書の改正が効力を生じた後にこの条約の締約国となる国又は地域的な経済統合のための機関は、改正された条約の締約国とみなす。

第三十五条　附属書

1　この条約の附属書は、この条約の不可分の一部を成すものとし、「この条約」というときは、別段の明示の定めがない限り、附属書を含めていうものとする。

2　委員会の構成国は、委員会の会合の少なくとも六十日前に改正案を事務局長に送付することにより、この条約の附属書の改正を提案することができる。事務局長は、当該改正案の写しを他のすべての構成国に速やかに送付する。

3　附属書の改正は、第九条2の規定に従って採択する。

4　別段の合意がない限り、附属書の改正は、3の規定に基づく採択の後九十日で委員会の構成国のすべてについて効力を生ずる。

第三十六条　脱退

1　締約国は、自国についてこの条約が効力を生じた日から十二箇月を経過した後いつでも、寄託者に対して書面による脱退の通告を行うことにより、この条約から脱退することができる。寄託者は、当該締約国の脱退を当該脱退の通告の受領の後三十日以内に他の締約国に通報する。脱退は、寄託者による脱退の通告の受領の後六箇月で効力を生ずる。

2　この条の規定は、第二十八条の規定に基づく漁業主体の約束に関して当該漁業主体について準用する。

第三十七条　寄託者

この条約の原本は、アメリカ合衆国政府に寄託する。アメリカ合衆国政府は、その認証謄本をこの条約の署名国及び締約国並びに国際連合憲章第百二条の規定に従って、登録及び公表のため国際連合事務総長に送付する。

以上の証拠として、下名の全権委員は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。

二千三年十一月十四日にワシントンで、ひとしく正文である英語、スペイン語及びフランス語により本書一通を作成した。